

## NIMS Alumni 会員規約

### 第1条 総則

1. 本規約は、独立行政法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が主催するNIMS Alumni Association（以下「本会」という。）の活動について、機構と会員との間で締結される契約条件を定めるものです。
2. 機構は、会員の事前の承認を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとします。

### 第2条 会員

1. 会員は、本規約を承諾の上、所定の申請書により登録を行い、機構がその登録を承認した個人とします。
2. 上記の会員登録を実施した個人であっても、機構が会員として承認することが不当であると判断した場合にはその資格を取り消す場合があります。

### 第3条 本会活動内容

1. 本会は、次のサービスを会員に提供することができるものとします。
  - (1) 会員への機構定期刊行物の送付、その他の情報の提供
    - ・ NIMS NOWの送付
    - ・ 各種NIMSイベントの招待
    - ・ 会員証の発行
  - (2) 会員相互交流の場の提供
2. 本会並びに機構の運営の円滑化を目的として、本会は会員に対して次の協力依頼を行うことができるものとします。
  - (1) 共同研究、共同研究提案及び連携に関すること
  - (2) リクルート活動の拠点としての協力に関すること
  - (3) インターンや連携大学院協力に関すること

### 第4条 届出事項の変更等

1. 会員は、登録した事項に変更のあった場合は、機構あてに遅滞なくその旨届け出るものとします。
2. 会員は、前項の届出を怠った場合に、機構からの連絡が不到達となっても、通常到達すべきときにかかる連絡が到達したものとみなされることを予め承認するものとします。

### 第5条 会員情報の取扱

1. 会員登録の際に届け出た情報は、機構が所有するものとします。会員は、機構がここで得た情報を第3条に掲げる本会活動に利用することに同意したものとします。
2. 機構は、氏名・メールアドレス・電話番号等の個人を識別できる情報を第三者に開示しないものとします。ただし、以下の場合を除きます。
  - ・ 情報開示について会員本人の同意がある場合
  - ・ 法令に基づく場合
  - ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
3. 登録されている全ての情報に関して、以下に該当するおそれのあるものは、機構が会員への承諾なく修正・

削除できるものとします。

- ・ 登録されている情報が明らかに事実と異なると判断された場合
- ・ 登録後一定期間、サービスの利用及び本会活動の実績がない場合
- ・ その他、機構が不相当と判断した場合

#### 第6条 本会活動の中断・変更

1. 機構は、会員への告知なしに、また会員からの承諾を受けることなく本会活動内容の一部又は全部を中断又は変更する場合があります。
2. 第1項に基づく内容の中断又は変更により、会員に不利益又は損害が生じた場合、機構はその責任を負わないものとします。

この規約は、平成19年3月20日より効力が発生します。